

農薬の登録申請書等に添付する資料等について（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）の運用について
（平成14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
（別紙） 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について 1～3 （略） 4. 農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料 （1）～（3） （略） （4）検査の対象となるダイオキシン類は、<u>2006</u>年にWHO/IPCSから提案された毒性等価係数に基づき、毒性のあるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルとし、定量下限値は<u>種類</u>ごとに毒性等量（TEQ）換算で原体1g辺り0.1ngとする。 5～9 （略） 別記様式1～8 （略） （別紙）（略）	（別紙） 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について 1～3 （略） 4. 農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料 （1）～（3） （略） （4）検査の対象となるダイオキシン類は、<u>1998</u>年にWHO/IPCSから提案された毒性等価係数に基づき、毒性のあるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルとし、定量下限値は<u>同族体</u>ごとに毒性等量（TEQ）換算で原体1g辺り0.1ngとする。 5～9 （略） 別記様式1～8 （略） （別紙）（略）